

# <建設業>県産業廃棄物実態調査 調査票 記入要領

## 一般的注意事項

- 1 市町ごとに集計してください。
- 2 自社内だけでなく、委託先等での処理、処分を含めて記入してください。

## 工事地域属性

事業者コード	事業者コード「28JS○○○○○○」を確認の上記入							
廃棄物発生場所市町名	様式右上の「地域区分表」を参照し、工事を行い廃棄物が発生した地域名を記入 複数の地域で工事を行った場合は様式を複写して記入してください。							
工事区分	1 桁目	(工事種類) →当該年度、地域における主たる工事種類が <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>土木工事</td><td>→ 1</td></tr> <tr><td>建築工事</td><td>→ 2</td></tr> <tr><td>機械装置</td><td>→ 3</td></tr> </table>	土木工事	→ 1	建築工事	→ 2	機械装置	→ 3
	土木工事	→ 1						
	建築工事	→ 2						
機械装置	→ 3							
2 桁目	(建設物取壊しの有無) →当該年度、地域における工事について <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>建設物の取壊しがあった</td><td>→ 1</td></tr> <tr><td>建設物の取壊しがなかった</td><td>→ 2</td></tr> </table>	建設物の取壊しがあった	→ 1	建設物の取壊しがなかった	→ 2			
建設物の取壊しがあった	→ 1							
建設物の取壊しがなかった	→ 2							
3 桁目	(元請、下請区分) →元請工事のみを対象とするので 1							
業種コード	別表1(日本標準産業分類)に従い4桁の主たる産業分類を記入							
完成工事高	当該年度、地域における完成工事高を万円単位で右詰めで記入							

## 副産物(有価物と産業廃棄物)の発生、処理・処分状況

- ・記入にあたっては、産業廃棄物ごとに、発生から最終処分・再(生)利用までの状況を流れに応じて記入してください。
- ・同一の産業廃棄物であっても異なった処理・処分方法である場合は、それぞれの状況を発生の段階から行を分けて記入してください。  
(例)発生から処理、処分までの流れは変わらないが、最終的な処分先が2箇所に分かれる。  
→最初の発生の段階(産業廃棄物の名称欄)から2行に分けて記入してください。
- ・発生した産業廃棄物とは、中間処理を行う前のものをいいます。
- ・産業廃棄物の量を容量(m<sup>3</sup>等)で把握している場合は、換算比重を利用してtに換算して記入してください。  
**事業場内の状況**(事業場内で発生した産業廃棄物量、中間処理の状況等を記入します。)

1	副産物(有価物と産業廃棄物)の種類コードを別表2、3に従い記入
3	当該年度の間事業場で発生した副産物(有価物と産業廃棄物)の量(前年度からの繰越量を含む)をt単位で小数点以下は四捨五入して(5 11についても同じ)記入。
4	自社事業場内等での中間処理の有無について、該当するものを○で囲む (この項目が「無」の場合、5=3とし、6~8は記入しない)
5	4=「有」(自社で中間処理を行った)の場合は当該中間処理後の量をt単位で記入。 4=「無」の場合は、5=3とする。
6 7 8	4=「有」(自社で中間処理を行った)の場合は、自社での中間処理の方法を過程順に表Aに従い3種までを記入。4=「無」(自社で中間処理を行わなかった)の場合は、空欄とする。

## 事業場外への搬出状況(事業場内で発生した産業廃棄物の事業場外への搬出状況を記入します。)

9	事業場外への搬出区分を表Bに従い記入	<b>表A (6 7 8 12 13 14 処理方法)</b>
---	--------------------	---------------------------------

## 事業場外の状況(事業場外における中間処理の状況を記入します。)

10	事業場外での中間処理状況を表Cに従い記入 (この項目が「L」の場合、11=5とし、12~17は記入しない)	4=有のとき、10=I, J, Kのとき記入																				
12 13 14	事業場外の中間処理の方法を過程順に表Aに従い3種までを記入	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>0</td><td>溶融</td><td>5</td><td>破碎</td></tr> <tr><td>1</td><td>焼却</td><td>6</td><td>圧縮</td></tr> <tr><td>2</td><td>脱水</td><td>7</td><td>コンクリート固型化</td></tr> <tr><td>3</td><td>乾燥</td><td>8</td><td>中和</td></tr> <tr><td>4</td><td>油水分離</td><td>9</td><td>その他</td></tr> </table>	0	溶融	5	破碎	1	焼却	6	圧縮	2	脱水	7	コンクリート固型化	3	乾燥	8	中和	4	油水分離	9	その他
0	溶融	5	破碎																			
1	焼却	6	圧縮																			
2	脱水	7	コンクリート固型化																			
3	乾燥	8	中和																			
4	油水分離	9	その他																			
15 16 17	中間処理委託先の業者名、都道府県名、市町名を記入																					

## 最終処分・再(生)利用の状況(当該産業廃棄物の最終処分若しくは再(生)利用の状況を記入します。)

18	処分(再利用)の状況について表Dに従い記入
19 20 21	処分再利用先の都道府県名、市町名を記入
22	再利用用途区分を、18がV, W, X, Yの場合に限り、表Eに従い記入

### 表B (9 搬出区分)

A	搬出にあたって料金を支払った。(有料)
B	搬出にあたって料金は不要であった。(無料)
C	搬出にあたって利益があった。(売却)
D	自社で再利用、保管又は処分したため搬出はなかった。

### 表C (10 有無主体)

I	自社の中間処理施設(事業場外)
J	処理業者の中間処理施設
K	自治体の中間処理施設
L	委託先での中間処理は無し

### 表D (18 処分再利用区分)

埋立処分	P	公共関与(フェニックス、クワイエト等)の埋立処分地
	Q	自社の埋立処分地
	R	自治体の埋立処分地
	S	処理業者の埋立処分地
海投	T	処理業者に委託し海洋投入
保管	U	保管(次年度へ繰越等)
再利用	V	自社での再(生)利用(9=Dの場合を含む)
	W	売却(9=Cの場合)
	X	無償供与(9=Bであって相手先が再(生)利用)
	Y	有料(9=Aであって処理業者等が再(生)利用)
その他	Z	その他(P~Yに該当しない場合)

### 表E (22 再利用用途区分)

1	鉄鋼原(材)料
2	非鉄金属、貴金属原(材)料
3	燃料又はその原(材)料
4	肥料・土壌改良材又はその原(材)料
5	飼料又はその原(材)料
6	建設材料(骨材、路盤材及び土地造成材等)又はその原(材)料
7	パルプ・紙又はその原(材)料
8	ガラス原(材)料
9	プラスチック原(材)料
10	セメント原(材)料
11	その他



# 別表1 日本標準産業分類 (平成14年3月改訂)(平成14年10月調査から適用) 分類項目表

## 大分類 E 建設業

### 06 総合工事業

- 061 一般土木建築工事業
  - 0611 一般土木建築工事業
- 062 土木工事業(舗装工事業を除く)
  - 0621 土木工事業(別掲を除く)
- 0622 造園工事業
- 0623 しゅんせつ工事業
- 063 舗装工事業
  - 0631 舗装工事業
- 064 建築工事業(木造建築工事業を除く)
  - 0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)
- 065 木造建築工事業
  - 0651 木造建築工事業
- 066 建築リフォーム工事業
  - 0661 建築リフォーム工事業

### 07 職別工事業(設備工事業を除く)

- 071 大工工事業
  - 0711 大工工事業(型枠大工工事業を除く)
  - 0712 型枠大工工事業
- 072 とび・土工・コンクリート工事業
  - 0721 とび工事業
  - 0722 土工・コンクリート工事業
  - 0723 特殊コンクリート工事業
- 073 鉄骨・鉄筋工事業
  - 0731 鉄骨工事業
  - 0732 鉄筋工事業
- 074 石工・れんが・タイル・ブロック工事業
  - 0741 石工工事業
  - 0742 れんが工事業
  - 0743 タイル工事業
  - 0744 コンクリートブロック工事業
- 075 左官工事業
  - 0751 左官工事業
- 076 板金・金物工事業
  - 0761 金属製屋根工事業
  - 0762 板金工事業
  - 0763 建築金物工事業
- 077 塗装工事業
  - 0771 塗装工事業  
(道路標示・区画線工事業を除く)
  - 0772 道路標示・区画線工事業
- 078 床・内装工事業
  - 0781 床工事業
  - 0782 内装工事業
- 079 その他の職別工事業
  - 0791 ガラス工事業
  - 0792 金属製建具工事業
  - 0793 木製建具工事業
  - 0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
  - 0795 防水工事業
  - 0796 はつり・解体工事業
  - 0799 他に分類されない職別工事業

### 08 設備工事業

- 081 電気工事業
  - 0811 一般電気工事業
  - 0812 電気配線工事業
- 082 電気通信・信号装置工事業
  - 0821 電気通信工事業  
(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)
  - 0822 有線テレビジョン放送設備設置工事業
  - 0823 信号装置工事業
- 083 管工事業(さく井工事業を除く)
  - 0831 一般管工事業
  - 0832 冷暖房設備工事業
  - 0833 給排水・衛生設備工事業
  - 0839 その他の管工事業
- 084 機械器具設置工事業
  - 0841 機械器具設置工事業  
(昇降設備工事業を除く)
  - 0842 昇降設備工事業
- 089 その他の設備工事業
  - 0891 築炉工事業
  - 0892 熱絶縁工事業
  - 0893 道路標識設置工事業
  - 0894 さく井工事業

別表2 産業廃棄物分類表-1

種類		分類番号	具体例
燃え殻		010	石炭殻、コークス灰、重油灰、木灰、木炭灰、廃カーボン、廃活性炭、炉掃出物、煤、クリンカー (注意) 産業廃棄物を焼却した後に発生した灰は、その焼却前の産業廃棄物の種類としてください。
		019	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
汚泥	無機性汚泥 (泥状のもの)	021	浄水場汚泥、鍍金汚泥、金属表面処理汚泥、研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、セメント工場廃水処理汚泥、窯業廃水処理汚泥、水酸化アルミ汚泥、その他廃水処理、プラントかす、脱硫石膏、赤泥、ガラス研磨汚泥、金属研磨汚泥、建設高含水汚泥、ベントナイト汚泥、洗車汚泥、廃白土、油水分離後の汚泥、廃顔料
		028	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	有機性汚泥 (泥状のもの)	022	廃水の生物処理により生ずる汚泥、製紙汚泥、ピルピット汚泥（し尿を含むものは除く。）、下水処理汚泥、染色廃水処理汚泥、下水道管渠洗浄汚泥
		029	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃油	一般廃油	031	エンジンオイル、機械油、コンプレッサー油、油圧油、ギヤオイル、モーターオイル、絶縁油、圧延油、焼入油、切削油、ガソリン、灯油、軽油、重油、原油、ハロゲン化炭化水素類（トリクレン、パークレン、四塩化炭素等）、アルコール、ベンゼン、トルエン、シンナー、ケトン、エーテル、洗浄油、廃塗料（油性のものに限る。）、廃インク（油性のものに限る。）、アマニ油、桐油、ゴマ油、天プラ油、サラダ油、魚油、ヘッド、ラード
		037	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	固型油	032	アスファルト、タールピッチ、パラフィンロウ、蒸留残タールピッチ、固型せっけん、固型脂肪酸、クレオン、パステル
		038	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	油泥	033	タンクスラッジ
		039	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃酸		040	硫酸系、塩酸系、弗化水素酸、クロム酸、混酸、塩化鉄、蟻酸、酢酸、酒石酸などの廃液、写真定着廃液、酸洗工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種酸性の塩類廃液
		049	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃アルカリ		050	アンモニア系、カ性ソーダ系、カ性カリ系、シアン化ソーダ系、シアン化カリ系、金属せっけんなどの廃液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程廃液、水洗工程廃液、廃ガス洗浄廃液、その他の工程廃液、各種アルカリ性の塩類廃液
		059	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃プラスチック類	廃プラスチック	061	フェノール樹脂、ユリア樹脂、エポキシ樹脂、メラミン樹脂、ウレタン樹脂、けい素樹脂、ジアリルフタレート樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、塩化ビニル樹脂、塩化ビニリデン樹脂、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、酢酸ビニル樹脂、ポリビニルアルコール樹脂、ポリアミド樹脂、メタクリル樹脂、弗素樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリアセタール樹脂、ナイロン繊維、ポリエステル繊維、ビニロン繊維、アクリル繊維、PVC繊維、PVDC繊維、ポリエチレン繊維、ポリプロピレン繊維、テフロン繊維、合成皮革、天然繊維50%未満の混紡、廃塗
		068	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
	廃タイヤ	062	廃タイヤ
		069	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★紙くず		070	新聞紙、紙管紙、グラビア用紙、コットンペーパー、印刷せんかん紙、筆記図面用紙、塗土紙、包装用紙、簿用紙、家庭用紙、雑種紙、段ボール紙、白板紙、黄板紙、チップボール、色板紙、ターポリン紙、ラミネート紙、アスファルトフェルト、アスファルトルーフィング、砂付ルーフィング、タールフェルト、ベース紙、パターン紙、オーバーレイ紙、ろう紙、油紙、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
		079	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★木くず		080	木くず、おがくず、かんなくず、バーク類、竹、とう、ベニヤ、ランバーコア合板、軽量合板、ボード類、コア板、オーバーレイ合板、薬液処理合板、インシュレーションボード、セミハードボード、積層板（木材を主体としたものに限る。）、塗装板、防腐・防虫木材、アンモニア処理材、パラフィン注入材、フローリング材、建設業に係る木くず（ただし、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
		089	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★繊維くず		090	綿花、カポック、麻、やし、へちま、シュロ、混紡（人造繊維または合成繊維との混紡の場合は天然繊維が50%以上のもの）、羊毛、カシミヤ、やぎ、らくだ、兎毛、絹、レーヨン、アセテート建設現場から排出される繊維くず、ロープ
		099	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

別表2 産業廃棄物分類表-2

種類	分類番号	具体例
★動植物性残渣	100	ハム、ソーセージ残渣、ベーコン残渣、スクリーンかす、あら、甲殻、卵殻、貝殻、チーズかす、羽毛、野菜くず、果実くず、漬物くず、小麦・大豆醸造かす、香辛料残渣、ぬか、ふすま、パンくず、きじくず、でんぷん製造篩かす、あめかす、おから、あん製造かす、コーヒーかす、製品くず
	109	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ゴムくず	110	天然ゴムくず、エポナイトくず、廃ラテックス
	119	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
金属くず	120	トタンくず、空き缶、スクラップ、切粉、ブリキくず、金属研磨くず、銅くず、アルミくず
	129	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ガラス及び陶磁器くず	130	白熱電球、窓ガラス、びん類、グラスウール、ガラス食器、光学レンズ、クリスタルガラス、理化学用ガラス器具、薬品びん、体温計、温度計、水銀ランプ、蛍光ランプ、セラミックくず、れんが、土管、陶器、コンクリート製品くず、モルタルハツリくず
	139	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
鉱さい	140	転炉、高炉、溶融炉等の残さい、キューボラのノロ、金属スラグ、粉炭かす、不良鉱石、鋳物廃砂
	149	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
がれき類	150	アスファルトコンクリートがら、道路掘削廃材、鉄道用線路の砂利、骨材、石材、スレート、タイル
	159	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★動物のふん尿	160	動物のふん尿
	169	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
★動物の死体	170	動物の死体
	179	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
ばいじん	180	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず（PCBが塗布されたもの）又は金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	189	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの
廃土砂	190	建設工事の基礎工事、下水道敷設工事、土木工事等に伴い、掘削排出された廃土砂、造成等の開発行為に伴い排出された廃土砂（ただし、土取りを目的としたもの、工事現場内で利用したものは除く。）
	199	他の種類の産業廃棄物と混合しているもの

注意 1 廃土砂は、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しませんが、報告の対象となります。  
 2 ★は、次表の業種等に該当する場合のみ、報告の対象となりますのでご注意願います。

種類	業種等
紙くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの。） 3 出版業（印刷出版を行うものに限る。） 4 製本業 5 印刷物加工業 6 パルプ、紙又は紙加工品製造業（パルプ製造業を除く。） 7 PCBが塗布され、又は染み込んだもの
木くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 木材・木製品製造業（家具の製造業を含む。） 3 パルプ製造業 4 輸入木材の卸売業 5 PCBが染み込んだもの
繊維くず	1 建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） 2 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。） 3 PCBが染み込んだもの
動植物性残渣	1 食料品製造業 2 医薬品製造業 3 香料製造業
動物のふん尿	1 畜産農業
動物の死体	1 畜産農業

別表3 特別管理産業廃棄物分類表

種類	分類番号	基準・具体例等
感染性廃棄物	★200	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物（併せて処理する感染性一般廃棄物を含む。）
廃石綿等	★210	石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設で発生するもの
廃PCB等	220	廃PCB及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	221	PCBが塗布されたり、染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず
	222	PCBが付着若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず
燃え殻	★510	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する燃え殻（511に掲げるものを除く。）
	★511	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有する燃え殻
指定下水汚泥	520	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する下水汚泥（指定されたもの）
汚泥	★521	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する汚泥（522に掲げるものを除く。）
	★522	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有する汚泥
廃油	530	引火点70℃未満（531に掲げるものを除く。）
	★531	有機塩素系溶剤を一定基準以上含有する当該溶剤
廃酸	540	pH2.0以下（541に掲げるものを除く。）
	★541	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃酸
廃アルカリ	550	pH12.5以上（551に掲げるものを除く。）
	★551	水銀等有害物質を一定基準以上含有する廃アルカリ
銻さい	640	水銀等有害物質を一定基準以上溶出する銻さい
ばいじん	★680	水銀等有害物質を一定基準以上溶出するばいじん（681に掲げるものを除く。）
	★681	ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するばいじん

★ 業種若しくは施設限定があり

別表 産業廃棄物種類別重量換算係数（単位 $\text{t}/\text{m}^3$ ）

産業廃棄物の種類	換算比重	産業廃棄物の種類	換算比重
燃え殻	1.14	ゴムくず	0.52
汚泥	1.1	金属くず	1.13
廃油	0.9	ガラスくず及び陶磁器くず	1.2
廃酸	1.25	銻さい	1.6
廃アルカリ	1.13	がれき類（建設廃材）	1.48
廃プラスチック	0.35	動物のふん尿	1
紙くず	0.17	動物の死体	1
木くず	0.55	ばいじん	1.26
繊維くず	0.12	政令2条13号廃棄物	1.48
動植物性残渣	0.8	廃土砂	1.39
感染性廃棄物	0.3kg/L		